



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

February 2006

私たち税理士法人中央青山は、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

任意組合と匿名組合に関する 基本通達改正について

平成17年度税制改正において、組合契約に基づいて行なった事業から生じる損失を利用した租税回避行為を防止する観点から、「組合事業に係る損失がある場合の課税の特例」および「有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例」が創設されました。これらの特例の創設を機会に、任意組合等に関する法人税および所得税の基本通達の内容が見直され、平成18年2月に公表されました。そこで今回のニュースレターでは、任意組合と匿名組合に関する法人税および所得税基本通達の主な改正内容についてご説明します。

【法人税基本通達】

1. 任意組合等の組合事業から生ずる利益等の帰属(14 - 1 - 1)

任意組合等において営まれる事業(以下「組合事業」)から生ずる利益金額又は損失金額については、各組合員に直接帰属することが明記されました。

また、本通達が適用される「任意組合等」の意義が明確化されました。

- 民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約により成立する組合
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約により成立する組合
- 有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合
- 外国におけるこれらに類するもの

2. 任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期(14 - 1 - 1の2)

法人が組合員となっている組合事業に係る利益金額又は損失金額のうち分配割合¹に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額(以下「帰属損益額」)については、原則として当該法人の各事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を当該事業年度の益金又は損金の額に算入することとなりました。

ただし、次の および を満たす場合には組合事業の計算期間に基づき帰属損益額を計算し、当該計算期間の終了の日の属する当該法人の事業年度の益金の額又は損金の額に算入すると規定されています。

組合事業に係る損益を毎年一回以上一定の時期において計算すること。

法人への個々の損益の帰属が当該損益発生後一年以内であること。

3. 任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算(14 - 1 - 2)

法人が帰属損益額を各事業年度の益金又は損金に算入する場合には、原則として、総額法²により計算することとされました。中間法³又は純額法⁴については多額の減価償却費の前倒し計上等の課税上の弊害がない限り、継続適用を条件として認められることとなりました。

注(1)において、分配割合が各組合員の出資の価額を基礎とした割合(以下「出資割合」)と異なる場合は、当該分配割合は各組合員の出資状況や組合事業への寄与の状況などからみて経済的合理性を有するものでなければならない旨が明らかにされました。

注(2)において、総額法又は中間法による場合に、分配割合が出資割合と異なるときは合理的な計算方法

¹ 分配割合とは、組合契約により定める損益分配の割合又は民法第 674 条、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 16 条および有限責任事業組合に関する法律第 33 条の規定による損益分配の割合をいいます。

² 総額法とは、当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法をいいます。

³ 中間法とは、当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額および費用の額ならびに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法をいいます。

⁴ 純額法とは、当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法をいいます。

によるものとして、各組合員の出資割合を用いて得た利益又は損失の額(以下「出資割損益額」)に、分配割合を用いて得た利益の額又は損失の額と当該出資割損益額との差額に相当する金額を加算又は減算して調整する方法が例示されています。

注(3)において、総額法又は中間法による場合には、減価償却資産の償却方法および棚卸資産の評価方法は、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することが認められています。

4. 匿名組合契約に係る損益(14 - 1 - 3)

匿名組合員の取扱いについては大きな変更はありません。ただし、寄附金または交際費に関する任意組合の取扱いの準用を規定した(注)が削除されました。また、匿名組合の営業者の取扱いについては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を営業者の課税所得の計算上、損金又は益金に算入することが明確にされました。

【所得税基本通達】

1. 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属(36・37共 - 19)

組合事業に係る利益等の帰属の原則、任意組合等の意義および分配割合の意義について法人税基本通達と同様の改正がなされました。

2. 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属の時期(36・37共 - 19の2)

組合事業に係る利益の額又は損失の額は原則として組合員の年分の各種所得の金額の計算上の総収入金額又は必要経費に算入することになります。ただし法人税基本通達14 - 1 - 1の2と同様に、一定の要件を満たす場合には、組合事業の計算期間に基づき帰属損益額を計算し当該計算期間の終了の日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入することとされます。

3. 匿名組合契約による組合員の所得(36・37共 - 21)

匿名組合契約に基づき営業者から受ける利益の分配についての所得区分について下記のように変更されました。なお、利益の分配とは匿名組合員が営業者から支払を受けるもの(出資の払戻しとして支払を受けるものを除く)をいいます。

改正前	改正後
営業者の営業内容に従い事業所得又はその他の各種所得	原則として雑所得とする。 ただし、組合員が組合事業の重要な業務執行の決定を行っているなど、営業者と共に経営をしていると認められる場合、営業者の営業内容に従い事業所得又はその他の各種所得とする。

営業者から受ける利益の分配が営業の利益の有無に関わらず一定額又は出資額に対する一定割合により分配を受けるものは、貸金の利子として事業所得又は雑所得となりますが、その判定は同通達27-6によるこ

とが明記されました。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com